

使用開始日 2022年2月22日

投資信託説明書(交付目論見書)

ダイワ投信俱楽部マネー

追加型投信／国内／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



受付時間 9:00～17:00 (営業日のみ)

0120-106212

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | |
|---------|--------|---------------|--------|------|--------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
| 追加型 | 国 内 | 債 券 | 債券 一般 | 年1回 | 日本 |

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp/>] をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

| | |
|--------------------|------------------|
| 委 託 会 社 名 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 設 立 年 月 日 | 1959年12月12日 |
| 資 本 金 | 151億74百万円 |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 22兆9,339億14百万円 |

(2021年11月末現在)

- 本文書により行なう「ダイワ投信俱楽部マネー」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2022年2月21日に関東財務局長に提出しており、2022年2月22日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。

ファンドの目的

- 公社債に投資し、安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

1

公社債に投資します。

2

毎年11月30日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の利息等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②原則として、利息等収益等を中心として分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したものに限ります。株式および投資信託証券（公社債投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

| | |
|-------------------------------------|---|
| 公社債の 価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク) | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| その他 | 解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

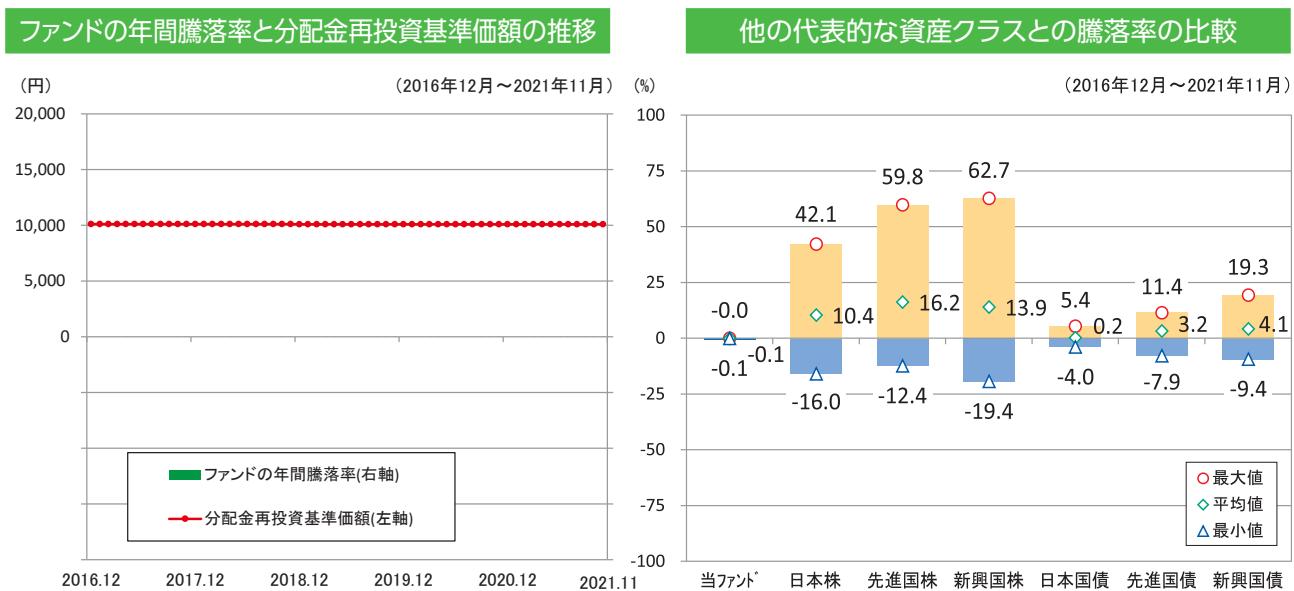
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通して、運用リスクの管理を行なっています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指標について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指標値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指標の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

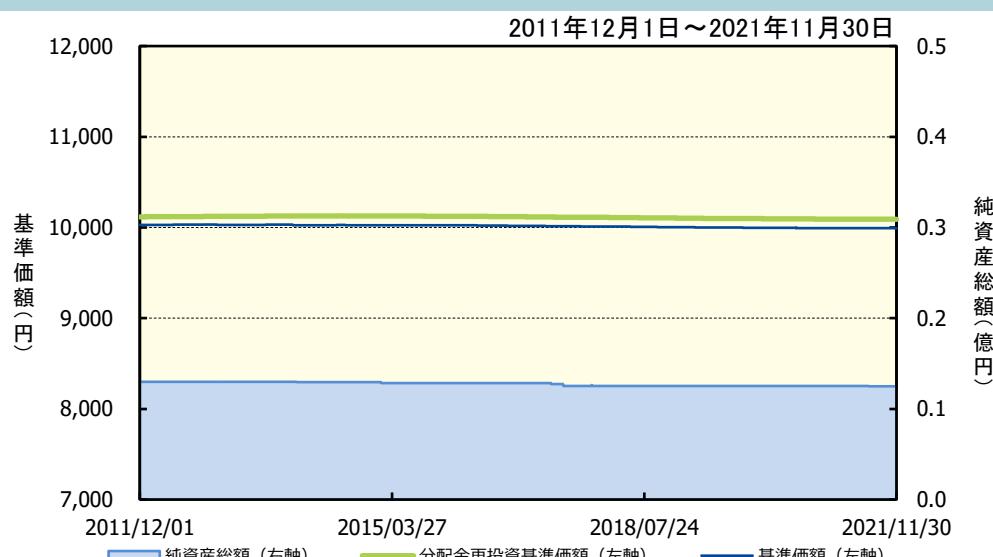
● ダイワ投信俱楽部マネー

2021年11月30日現在

基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 9,990円 |
| 純資産総額 | 12百万円 |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額： 0円 設定来分配金合計額： 100円

| 決算期 | 第 13 期 | 第 14 期 | 第 15 期 | 第 16 期 | 第 17 期 | 第 18 期 | 第 19 期 | 第 20 期 | 第 21 期 | 第 22 期 | 第 23 期 | 第 24 期 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 10年11月 | 11年11月 | 12年11月 | 13年12月 | 14年12月 | 15年11月 | 16年11月 | 17年11月 | 18年11月 | 19年12月 | 20年11月 | 21年11月 |
| 分配金 | 10円 | 5円 | 5円 | 5円 | 0円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

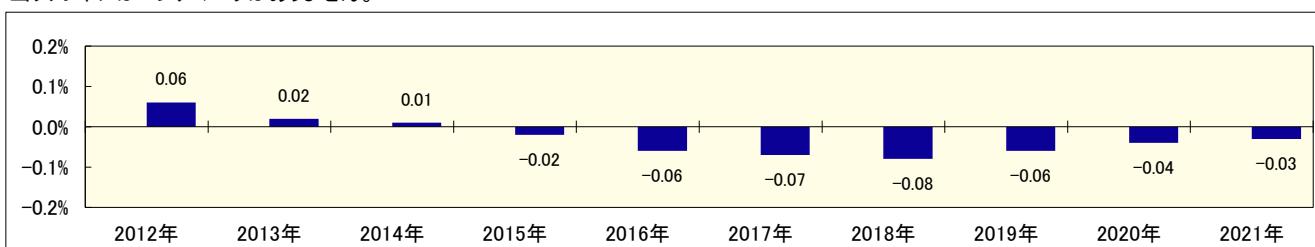
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成 | 銘柄数 | 比率 | 組入上位10銘柄 | 償還日 | 比率 |
|-------------|-----|--------|----------|-----|----|
| コール・ローン、その他 | | 100.0% | | | |
| 合計 | | 100.0% | | | |
| 債券種別構成 | 比率 | | | | |
| 合計 | | | 合計 | | |

年間收益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2021年は11月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

| | |
|--------------------|--|
| 購入単位 | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額（1万口当たり） |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額（1万口当たり） |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） |
| 購入の申込期間 | 2022年2月22日から2022年8月24日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。 |
| 信託期間 | 無期限（1997年12月1日当初設定） |
| 繰上償還 | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 • 受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 • 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき • やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | 毎年11月30日（休業日の場合翌営業日） |
| 収益分配 | 年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。 |
| 信託金の限度額 | 1,000億円 |
| 公告 | 電子公告の方法により行ない、ホームページ [https://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。 ※2021年11月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | |
|---------------------------|--|---|--------|-------|
| | 料率等 | 費用の内容 | | |
| 購入時手数料 | 販売会社が別に定める率 ※徴収している販売会社はありません。 | — | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | — | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 毎日、信託財産の純資産総額に対して年率0.99%(税抜0.90%)以内(無担保コール翌日物レートに応じて変動します。) ※各月ごとに決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.55(税抜0.5)を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年率0.99%(税抜0.90%)を超える場合には、年率0.99%(税抜0.90%)とします。 | 運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。 | | |
| 委託会社 | | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 | | |
| 販売会社 | 配分については、下記参照 | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 | | |
| 受託会社 | | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | | |
| 〈運用管理費用の配分〉 | | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| ※運用管理費用の総額に対する比率で表示しています。 | | 39.05% | 52.06% | 8.89% |
| その他の費用・手数料 | (注) | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 | | |

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉 • 税金は表に記載の時期に適用されます。

- 以下の中には、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2021年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。